法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ
法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車
法附則第五十二条第二項第一号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第一号
附則第二十五条第八項	
法附則第五十七条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十七条第六項第二号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第二号
法附則第五十七条第六項第三号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第三号
法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等
法附則第五十七条第六項第一号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第一号
附則第二十五条第九項	
法附則第五十七条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十七条第八項第二号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第二号
法附則第五十七条第八項第三号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第三号
法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車
法附則第五十七条第八項第一号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第一号

○厚生労働省・国土交通省令第二号

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行に伴い、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十三年八月十二日

厚生労働大臣　細川　律夫
国土交通大臣　大畠　章宏

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則

（高齢者居宅生活支援事業に該当することとなる事業）

第一条　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　食事の提供に関する事業
二　調理、洗濯、掃除等の家事に関する事業
三　高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の状況把握サービス（以下単に「状況把握サービス」という。）を提供する事業
四　心身の健康の維持及び増進に関する事業
五　法第五条第一項の生活相談サービス（以下単に「生活相談サービス」という。）を提供する事業
六　社会との交流の促進に関する事業
七　日常生活上必要なサービスの手配に関する事業

（高齢者居住安定確保計画に住民の意見を反映させるために必要な措置）

第二条　法第四条第五項の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、高齢者居住安定確保計画の案及び当該案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他住民の意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。

（年齢その他の要件）

第三条　法第五条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件は、六十歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定（以下単に「要介護認定」という。）若しくは同条第二項に規定する要支援認定（以下単に「要支援認定」という。）を受けている六十歳未満の者であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であることとする。

一　同居する者がない者であること。
二　同居する者が配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下この号において同じ。）、六十歳以上の親族（配偶者を除く。以下この号において同じ。）、要介護認定若しくは要支援認定を受けている六十歳未満の親族又は入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると都道府県知事が認める者であること。

（サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請書）

第四条　法第六条第一項の申請書の様式は、別記様式第一号とする。

（高齢者生活支援サービス）

第五条　法第六条第一項第十号の国土交通省令・厚生労働省令で定める高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスは、次に掲げるものとする。

一　状況把握サービス
二　生活相談サービス
三　入浴、排せつ、食事等の介護に関するサービス
四　食事の提供に関するサービス
五　調理、洗濯、掃除等の家事に関するサービス
六　心身の健康の維持及び増進に関するサービス

（登録申請書の記載事項）

第六条　法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　サービス付き高齢者向け住宅の名称
二　竣工の年月